

みくに労務管理事務所便り



みくには
ハートに愛

7月7日には当社主催の労務管理研修会を開催致します。
お誘い合わせの上ご出席下さい。

2017年7月1日発行 営業時間：平日 8時30分～17時30分
連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目12番20号
電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393
URL：<http://www.e-392.com>

「AI革命」で雇用はどう変わるのか

◆AIブーム席卷中

昨年頃から実用化され始めたAI(人工知能)技術が、ここに来て一大ブームとなっており、AIについての報道や出版物が日に日に増しています。

ここでは、「AI」と「雇用」の関係について考えてみます。

◆労働者の半数が機械に仕事を奪われる？

AIと雇用について論じる際、必ず引用されるのが、マイケル・オズボーン准教授(オックスフォード大学)らが2013年に発表した、「今後10～15年の間に、米国の労働人口のうち47%が、AIやロボットに代替され得る」という研究結果です。

関連する別の研究によれば、日本では、労働人口の49%が、AIやロボットによる代替可能性が高いそうです(リクルート機関誌『Works.137』特集「同僚は人工知能」、2016年)。

労働者のおよそ半数が仕事を失ってしまう…そんな驚くべき未来が、そう遠くない将来に現実のものとなるというのです。そのとき、企業では何が起きるのでしょうか。

◆仕事が無くなっても配置転換で対応してきた日本企業

労働法の歴史に詳しい大内伸哉教授(神戸大学)は、次のように指摘しています(『AI時代の働き方と法』弘文堂、2017年)。

・1980年代のME(マイクロ・エレクトロニクス)革命や90年代のIT革命の際にも、業務が一新され、従前の雇用が大量に失われた。その一方、MEやITに従事する新たな雇用も創出されたので、日本型終身雇用を守られた労働者は再配置(社内配転等)がなされ、大量の失業者が発生する結果にはならなかった。

・ただし、AI・ロボット技術による革命では、(1)技術

の発達が早すぎる、(2)肝心の雇用がそれほど創出されない、という2つの理由により、再配置には困難が伴うだろう。

◆AI時代に備えた雇用を

労働法が現行の内容である限り、日本の企業はたとえAIによって自社の職務の多くが失われても、自社従業員の雇用を守るべく、少なくとも努力をしなければ、裁判所は労働者の整理解雇の妥当性を認めません(解雇回避努力義務)。

もちろん、「何がなんでもAIの脅威から従業員の雇用を守らなければならない」ということではありませんが、少なくとも今後はAIによって自社の雇用も大きく変わることでしょう。

前述の『Works.137』は、企業の人事に向けて、「安心して共存するためのルールを、働く人とともにつくれ」「新しいことを常に学ぶ態度を身に付けさせよ」「AIによって人事自体の生産性を向上せよ」など、14の提案をしています。

AIブームを機に、自社の中長期的な雇用について考えてみてはいかがでしょうか。

7月の税務と労務の手続提出期限

[提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限
[年金事務所または健保組合]<7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分>
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所]
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険一括有期事業開始届の提出[労働基準監督署]
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新>[労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分>[郵便局または銀行]

当社HPでは新聞掲載コラム(バックナンバー)や各種セミナーのご案内を随時発信しています。
ホームページ：<http://www.e-392.com/>
(QRコードは右記)



建設工事の入札参加と経審

Q 建設業許可を取得し、塗装工事業を営んでいます。今後、公共工事を元請として請け負うことを希望しています。公共工事の入札に参加するには、経審という審査を受けなければならないと聞きました。どのような審査でしょうか。

国や都道府県、市町村等の地方自治体が行う公共工事の入札に参加するには、あらかじめ「入札参加資格審査」を受け「入札参加資格者名簿」に登録しておく必要があります。公共工事は、公平かつ公正な観点から、広い門戸で請負業者を募ることが求められていますが、公共工事を請け負った業者が技術力や財務面で工事を遂行するだけの能力がないと大きな問題となってしまうため、一定の要件を設け事前に審査を行い、名簿に登録された業者のみ参加できる仕組みになっています。

この要件の一つが、経営事項審査になります。略して「経審」と呼ばれています。建設業者は、建設業許可を取得している業種の中から入札参加を希望することが出来、入札参加を希望する業種について経審を受けなければなりません。経審では、次の4項目について審査します。

①経営規模、②経営状況、③技術力、④社会性等その他の審査項目

この4項目から算出された点数をもとに、総合的に評価された総合評定値(P点)が算出され結果通知書が発行されます。この総合評定値(P点)が、入札参加資格において建設業者の格付けに利用されています。それは工事の規模およびそれに必要な技術力に見合う能力のある建設業者に工事を発注する必要があるからです。経審は、決算の内容を基準に受けるため、基本的に決算日が審査基準日になります。有効期限は、審査基準日より1年7カ月です。例えば、決算日が平成29年1月31日で、これに基づき受けた審査は、平成30年8月31日まで有効となります。有効期限を切らさないためには、毎年決算が終わるたびに審査を受ける必要があります。

入札参加資格審査は、国、都道府県、市町村等、発注機関ごとに申請する必要があります。また、多くの発注機関では経審で算出された客観的評価の総合評定値(P点)に加え、主観的な評価項目を設けています。例えば群馬県では、優良工事・技術者表彰状況、地域への貢献活動、環境活動への取り組み、ワーク・ライフ・バランスの推進等を行っている建設業者に対し加点を行い、合計点数により格付けを行っています。発注機関により、入札参加資格審査申請書の提出方法、受付期間も異なりますので、事前に確認し、早めに対応されることをお勧めします。